

# いじめ防止等のための基本的な方針

下田市立下田中学校

## はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。下田中学校は生徒たち一人ひとりの小さな変化を見逃さず、迅速に対応する。同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」との認識に立ち、次代を担う生徒たちが、安全・安心な教育環境の中でたくましく生きる力を育むための支援を行う。下田中学校すべての教職員が、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、不断の取り組みを充実させる。生徒たちが安心して楽しく学べ、保護者が心から子どもを通わせたいと願い、地域から信頼される学校の実現を目指し、積極的にいじめ対策に取り組んでいく。そこで、本校の取り組み方針を示すこととする。

### 1 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。この認識のもと、生徒の尊厳を保持するため、下田中学校は地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服に向けての対策として、次のように取り組む。

### 2 基本方針

いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

### 3 いじめ防止等に関する措置

下田中学校はいじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応を行う。このため、いじめの問題と正面から向き合い、問題の解決に向け判断力と行動力を発揮し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図る。

- (1) いじめ未然防止に向けて

#### ① いじめを許さない学校・学級づくり

ア 「発生してから対応する」という考え方から、「問題が発生しにくい（未然防止）」学校風土をつくる。すべての生徒を対象に健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていく。

イ いじめを受けた生徒を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策をとる。

ウ 「いじめは人として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させる。いじめははやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒にしっかり定着させる。

エ 学校教育活動全体を通してお互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼関係を築き、生きることのすばらしさや喜び等について、生徒が心から価値意識を感じるよう適切に指導する。特に学級経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。

また、奉仕活動、福祉活動等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。

オ 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

## (2) いじめの未然防止に向けた手立て

### ① 学級経営の充実

ア 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人ひとりのよさが発揮され、生徒同士の優劣がなく、互いを認め合う学級をつくる。

イ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある学級集団づくりをすすめる。

ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。

- ・教師自身が模範となる言葉遣いで生徒と接する。
- ・人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。

例) 「キモイ」「ウザイ」「死ね」

エ 年度初めに学級のルールや約束を定め、生徒が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。

オ 定期的に行う「悩みやいじめに関するアンケート」や「ハートケアタイム」などの相談活動、生徒の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

### ② 授業中における生徒指導の充実

ア 認め、支え、思いやり「支持的風土」のある授業づくりをすすめる。

イ 「わかる授業」「できる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

ウ 友達と上手く関われない生徒や集団への関わりに消極的な生徒もいるため、教師が適切に支援を行い、学級や集団への所属感をもてるように配慮する。

エ 教科担当として、自らの授業づくりの在り方を見つめ直し、積極的に授業改善に取り組む。

### ③ 道徳授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

### ④ 学級活動の充実

ア 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級内の問題解決を図り、学級の自治力を高める。

イ 学級内の人間関係を活性化したりコミュニケーション能力を育成したりするため、グループ・エンカウンターやソーシャル・スキルトレーニング等を活用し、社会性や問題解決力を育てる。

⑤ 学校行事の工夫

生徒が取り組むことを通じて、所属感、達成感、感動、集団としての団結力が高まるような計画を意図的に行う。

⑥ 生徒会活動の工夫

生徒が主体となるボランティア活動や奉仕活動、福祉活動などの社会貢献活動を実施し、困っている人の役に立ち、地域に貢献できる人材を育成する。

⑦ 情報モラルの充実

携帯電話、スマートフォン等を使用していじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがあるため、情報機器や通信機器を使用した授業のほか、道徳、学級活動などの中で情報モラル教育に取り組む。また、専門的な知識のある講師を招いて、生徒や保護者を対象とした講演会を実施する。

⑧ 発達障害のある生徒へのいじめを防ぐ

アスペルガー症候群、ADHD、LDなどの発達障害のある生徒や疑いのある生徒に対するからかい等からいじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職を交えて教職員間で障害特性の理解や指導の共通認識をもとに、周りの生徒への指導や本人への配慮や対応方法を研修する。

(3) いじめの早期発見に向けて

いじめを発見する手立て

① 教員と生徒との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み等の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声をかけ様子をうかがう。

② 複数の教員の目による発見

ア 多くの教員が様々な教育活動を通して生徒たちに関わることにより、発見の機会を多くする。(教科担当、部活動顧問、委員会担当等)

イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりして気になる場面の発見に努める。

ウ 教員の目が届かない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡視を積極的に行う。

エ 生徒指導会議や職員会議での生徒の表れなどを話し合う機会や、教員間での情報交換を行い生徒理解に努める。生徒情報については、教員間で共通ファイル(SK報告)を設置し、記録、共有を図る。

③ アンケート調査の実施と分析

ア 悩みやいじめに関するアンケート調査を年間を通して計画的に取り組み、調査結果については全教職員に公開する。

イ 集計や分析は生徒指導担当を中心に行い、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得るとともに今後の指導に活かす。

ウ 記述の内容によっては生徒指導を行ったり、個別に声をかけたりして現状把握に努める。

④ 教育相談を通じた実態把握

ア ハートケアタイムや個人面談、三者面談、進路面談を実施するとともに、生徒が希望する面談や意図的な面談をいつでも実施できる体制を整える。

イ スクールカウンセラーとの面談を計画的に実施し、カウンセラーと学級担任との情報交換や連携を密にする。

⑤ 学級内の人間関係を把握

学級内での人間関係のトラブルにより、いじめに発展するケースも多くある。担任だけで問題を抱え込むことなく、生徒指導主事、学年主任、他の教員間の情報交換や連携の機会も重視する。

(4) いじめを訴えることの意義と手段の周知

① 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると日ごろから指導し、学校の風潮として浸透させる。

② 学校における「いじめの相談」への対応について家庭や地域に周知する。

- ・担任はもとより、養護教諭他、誰にでも話しやすい教職員に伝えて良い。
- ・相談内容の秘密厳守を周知する。
- ・スクールカウンセラーへの相談方法を周知する。
- ・いじめ相談室、電話相談などさまざまな相談機関で相談できることを周知する。

(5) 保護者や地域等からの情報提供

① 日ごろから、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、地域に学校だよりなどで周知し、共通認識に立ったうえで、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ・保護者への協力依頼
- ・保護者からの相談体制
- ・地域（主任児童委員、民生委員等）への協力依頼

(6) いじめの発見から解決まで

【いじめ対策委員会】

校長・教頭・教務・生徒指導主事・（学年主任、担任）・養護教諭  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

発見した際の報告の流れ

発見した教職員 → 担任・学年主任 → 生徒指導主事 → 管理職

## ① 発見から指導・対応の展開

### ア いじめの情報の把握と事実確認

#### ○情報の把握

- ・ いじめが疑われる言動を目撃
- ・ アンケート調査結果
- ・ 日記や連絡帳から気になる言葉や情報
- ・ 生徒や保護者からの訴え
- ・ 他の教員からの情報提供（SK 報告）

#### ○事実確認

- ・ 事実の有無や内容の真偽について当該生徒、関係生徒への確認
- ・ 生徒指導主事や管理職への報告や学校としての対応と同時進行で実施

#### ○留意点

- ・ 把握した教員一人で解決しようとしなない。
- ・ 生徒からの聴き取りには複数名の教員で対応する。
- ・ 関係生徒の担当教員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

### イ 事実の究明と支援及び指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、「いじめを受けた者」→「周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）」→「いじめを行った者」の順に行う。また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点をおいた対応を心がける。

#### ○事情聴取の際の留意事項

- ・ いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・ 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・ 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・ 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や生徒の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

#### ○事情聴取の段階ではではないこと

- ・ いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴く。
- ・ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をする。
- ・ ただ単に謝るだけで終わらせる。
- ・ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行う。

### ウ 組織対応

- ・ いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、いじめ対策委員会などチームで対応することを原則とする。

- ・発生しているいじめ問題を共有化にして、担任を学校全体でフォローする。
- ・時系列に沿って、経過の記録（生徒指導記録）を残しておく。

## （7）保護者との連携

### ① いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ いじめを受けた生徒を学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から生徒の様子について情報提供を受ける。
- エ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

### ② いじめを行った生徒の保護者との連携

- ア 事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問等を行い、事実を経過とともに伝える。
- イ いじめを受けた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と生徒の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もがいじめを行う側にもいじめを受ける側にも成りうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実認識と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

### ③ 保護者との日常的な連携

- ア 年度当初から通信や保護者会などでいじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。
- イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針を明らかにしておく。

## （8）教育委員会への報告及び関係機関との連携

### ① 具体的な関係機関と連携を必要とする状況

深刻ないじめの解決にあたっては、「生徒指導報告書」とは別に、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。また、場合によっては、警察、児童相談所、医療機関等との連携を図る。